

第8回 総合計画審議会（座長・副座長会） 議事要旨

日 時 平成22年8月6日（金）午前10時00分～12時00分

場 所 横須賀市消防局庁舎4階災害対策本部室

出席委員 大西隆委員長、小林康彦委員長職務代理者、影山清四郎委員、細野助博委員、
吉川智教委員、澤田信子委員、室町泰徳委員、松本暢子委員（以上8名）

事務局 横須賀市都市政策研究所 松谷政策推進部長、福本政策担当課長、小澤主査、
檜山主任、山中主任

傍聴者 2名

議事内容

1. 審議事項
2. その他

< 開 会 >

1. 審議事項

(1) 4次素案について

(事務局)

—資料1～5説明

(大西委員長)

- ・ 1次素案から4次素案に至るまでの策定プロセスについておうかがいしたい。

(事務局)

- ・ 昨年12月に提示させていただいたものが1次素案となっています。その後、分科会等の意見を反映させ、4月に策定したものが2次素案、5月の分科会等の意見を反映させて6月に策定したものが3次素案、市民会議や分科会等の意見を踏まえて作成したものが今回提示させていただいた4次素案となっています。さらに、7月30日の特別委員会で4次素案についてももらった意見を修正案としてお示ししたものが資料5になります。
- ・ 今日の審議を通じて作成する5次素案は、答申の一部として提出いただく予定のものです。

(大西委員長)

- ・ 資料3の「横須賀市基本計画(2011～2021)4次素案 冊子イメージ」について審議を進めます。
- ・ 4次素案では、日本語の表現の修正が主になっていますが、数値などの客観的事実は

大きく変わっていないように感じられます。

- たとえば、横須賀市の財政状況は、市としてどのように捉えているのでしょうか。横須賀市にとっては、これまで続いてきた状況ならば「大変厳しい状況」という表現でよいですが、これまでに無かった状況ならば「危機的な状況」という表現が望ましいでしょう。p.9～10によると、横須賀市は経常収支比率が非常に高い状況ですが、一方で市債残高は減少しつつあり、財政調整基金は直近で約15億円増加しているなどよい傾向も見られます。

(事務局)

- 新基本計画の計画期間である11年間をみると、確かに財政調整基金は117億となっており、全国的にみると少なくはない市となっています。しかし、毎年の予算編成で財政調整基金のうち半額を取り崩しているため、このままのペースでは2～3年で予算が組めなくなります。また、本市の高齢化のスピードを踏まえると、今後扶助費の増加が予想されるため、事務局は「危機的な状況」として捉えていました。
- 一方、市が行政改革を積極的に進めていること、数年以内に横須賀市が財政破綻すると市民に誤解を与える可能性があることや、基本計画は平成23～33年と長期の計画であるため、市民が希望を持てる計画であるべきことを理由に、市議会は「危機的な状況」といった表現が望ましくないという意見でした。このような議会の意見を踏まえて、素案を修正しています。

(大西委員長)

- 毎年、財政調整基金の半分を用いていることであるが、p.10をみると概ね横ばいとなっている理由をおうかがいしたい。

(事務局)

- 予算上では財政調整基金の取り崩しを歳入に計上していますが、実際には予算より少ない歳出額で施策を実施しているため、財政調整基金の分をあまり使わずに済んでいます。他にも、行政改革による予算削減に加え、市が保有している土地の売買などにより、財政調整基金残高を維持できています。
- 但し、今後は市が保有している土地も限りがあるため、一層の行政改革を進めていく必要があると認識しております。

(大西委員長)

- 一般的に予算は当該年度の間で使い切ることが前提であるため、資産の売却による影響が大きいことが予想されます。その資産はいずれ尽きてしまうことを考えると、「危機的な状況」と述べても問題ないように思います。

(吉川委員)

- ・ 横須賀市のGDPは、毎年減少傾向となっていることの方が、財政問題よりも大きな課題だと思います。なお、GDPのデータについては、私が講演した際に横須賀市から提供していただいています。
- ・ また、人口流出が起こる理由を考えると、この地域の魅力が減少していることが理由であるため、それを解決しない限りは、財政問題も解決できないのではないのでしょうか。

(細野委員)

- ・ 5次素案の修正の方向性ですが、市民が夢を持って、他地域の人・企業が横須賀市に魅力を感じてもらいたい内容にすることが必要ではないのでしょうか。しかし、背景が書いてあったり、課題が書いてあったり、ばらつきがあって体系的にはなっておらず、横須賀市に来てもらいたいというメッセージが伝わってきません。
- ・ いろいろなデータが示されているが、重要なものひとつぐらい示せば十分ではないでしょうか。あとは短い文章でシンプルに示し、読んだ市民が理解しやすいかを考えながら素案を作成していただきたい。
- ・ 第4章の重点と第1章との関係では、新しい芽を育むプログラムが第4章に掲げられていますが、第1章の課題の抽出には入っていません。重点プログラムに優先順位はないとの話でしたが、例えば安全・安心の中に安心して子育てができるといった視点が入っておらず、第1章のどういうところで体系づけているのかが見えてきません。
- ・ 横須賀市としてそういった課題に対してどういう前提でどういう戦略を組んで実行していくのかを明確にしてほしいと思います。
- ・ 続いて、第2章「計画の条件」については、前提条件なのか制約条件なのか、あるいは目標値なのかが分かりにくいです。本文を読んでいるといずれにも捉えることができます。また、p.21の行政センター別将来推計人口は、地図2枚くらいにまとめた方がよいのではないのでしょうか。
- ・ 市民がこれを読んで理解展開できるかどうか、もう少し工夫した記載が必要です。

(事務局)

- ・ 第1章では、どのような社会環境に横須賀が置かれているのかを示しています。たとえば、横須賀市は他地域に比べても人口減少が大きな問題となっていることを示しています。そのため、「重点プログラム」でも新しい芽を育むプログラムで掲げています。
- ・ 個別の課題への対応については、第1章ではなく全施策を記述している第5～6章において示しています。
- ・ 第2章「計画の条件」とは、分野別計画のもとにもなる前提条件として、本計画では

拡大志向・縮小志向のどちらの方向を目指しているのかを示しています。たとえば、人口が減少することが示されれば、拡大志向の施策は考えにくいでしょう。

(細野委員)

- ・ 先程申し上げた意見は、素案で示されている表現を工夫していただきたいという意見で、表現が整理されないと、計画の実行にあたって市民へのメッセージがうまく伝わらないと思います。内容を変更してほしいということではありません。
- ・ 第1章では、背景を示した後に、「以上のことからこういう課題が抽出されます」という書き方で統一するように表現を整理してください。
- ・ 第2章では前提条件を示していることは理解しましたが、そうであれば「2. 産業」などで「めざします」と表現されていることには違和感を覚えます。

(吉川委員)

- ・ 目的と手段が明確に分かれていないように感じます。明確に書き分けることで論理構成がはっきりして、読み手に伝わりやすくなります。

(大西委員長)

- ・ 4次素案の内容を整理すると、目的と位置づけが序章で書かれており、第1章「社会経済環境の変化と横須賀が抱える主要な課題」として、社会情勢が整理されています。第2章「計画の条件」は、よく使われている言葉では「フレーム」と表現されます。第3章では、政策展開の基本方針として3つに要約して整理されています。
- ・ 計画の全段である第1～3章について、まだ発言がない委員からも意見をうかがいたい。

(影山委員)

- ・ これまで7回の総合計画審議会が開催され、3次素案について意見を述べる機会がありました。この段階での構成などの大幅な変更は可能なのでしょうか。
- ・ 事務局に何か代案を示さないと、議論にならないのではないのでしょうか。

(小林委員)

- ・ 財政状況については、現状だけではなく、将来的には歳入・歳出がどの程度見込めるのか示されると、市民にとってもわかりやすい計画になるのではないのでしょうか。
- ・ たとえば、市債残高の推移については、世代間の負担がどの程度あるのかなど、内容を丁寧に示せば説得力が増すのではないのでしょうか。

(澤田委員)

- これまで各委員から様々な意見を提示していただき、4次素案が作成されているため、現状の素案を大幅に変更することは難しく、現状の素案をよりよい内容にするために必要となる事項を考えるべきだと思います。
- たとえば、p.17の「成熟型社会」など改めて読み直してみると、まだわかりにくい表現があるようにも思われます。今後は、表現について精査する必要があると思います。

(松本委員)

- 細野委員のご指摘のとおり、第2章「計画の条件」が何を指しているのかわかりにくくなっています。このように全体的にわかりにくい点が見られますので、今後修正していただきたい。
- 序章に「夢のもてる明るい豊かな社会」という表現が追加されています。計画内容が全体的に明るいイメージになるようにということなのでしょうが、唐突に感じます。
- 第3章「政策展開の基本方針」がメッセージとしてしっかり書くべき部分なのではないかという感じがするが、だとすると記述がシンプルになりすぎているように感じます。前に書いてあった課題などを踏まえて第3章でいう方針が出てきたということが読み込めるようにしていただきたい。

(室町委員)

- 第1章を読むと、様々な課題があることは理解できますが、読みにくい点もみられません。いままで積み重ねた議論を崩さないように、適宜表現を修正していただきたい。

(大西委員長)

- 各分科会では第4章以降の内容を中心に議論をしていただいたと思いますが、第1～3章を資料として添付して議論の機会は設けられたのですか。

(事務局)

- 分科会では第1～3章についても言及されており、この議論を踏まえて素案を修正しています。

(大西委員長)

- これまでの意見を集約すると、全体的にメッセージの位置づけがわかりにくいという意見をいただきました。
- 第1章については、世の中の動きと横須賀市の動きについてメリハリをつけて記述することが、理解しやすいのポイントとなると思われます。
- 第2章では、前提条件であれば「めざす」という表現よりも「そうなる」といった表

現が適切という意見でした。目指すべき内容であれば「目標」となりますが、将来推計などで結果的に見込まれる結果ならば「フレーム」と表現されます。そのあたりを明確に書き分けないと、目標を記述しているのか、フレームについて記述されているのかがわかりにくいと思います。

- ・ 第7回に至るまで、様々な討議を重ねられてきたので、大幅な変更は難しいと思います。但し、第4章以降の表現と第2章の表現があまり変わらないと、メッセージとして混乱を与えるのではないのでしょうか。

(事務局)

- ・ 第2章「計画の条件」の枠組みで書かれている部分をみると、「1. 人口」の部分には目標が描かれています。一方で、それ以降の「2. 産業」などでは施策の方向性が書かれており、「めざします」と書かれています。
- ・ このように枠組みが、項目によって現状を示したり、将来像を断言しているなど、表現にばらつきがみられるため、今後の修正では枠組みの内容を精査したいと考えています。

(細野委員)

- ・ 表現の修正のみであるため、あまり時間はかからないのではないのでしょうか。具体的な施策や政策の実施にあたって、市民に協力してもらうためには、課題や説明材料を市民にとって理解しやすい内容に整理することは重要だと思います。表現を直したり、枠を設けたりするなどのレベルで修正すればいいのではないのでしょうか。

(吉川委員)

- ・ 以前の分科会では、保育園の待機児童のグラフを挙げていましたが、現在では示されていない理由を教えてください。
- ・ 待機児童は1人解決されるだけで、地域のGDPが400万円程度高まり、1,000人の待機児童が解決されれば4億円以上高まることが見込まれます。同水準のGDPを算出できる企業を誘致することは、非常に困難であることを考えると、待機児童の解消は重要な施策であると思われます。

(事務局)

- ・ 以前、待機児童数をグラフで提示した時には、素案として示したのではなく、参考となる基礎資料として提示させていただいています。

(吉川委員)

- ・ 待機児童数のデータを計画で示すことで、保育園を整備するなど施策を実施すること

ができると思います。

- ・ もし、保育園を設置されることで、この地域が共働きしやすい地域だと認識されれば、共働き世帯が流入し、地域のGDPが上がるでしょう。

(影山委員)

- ・ 座長・副座長から修正内容を具体的に指示しなければ、事務局がどのように対応すればよいのか分からないと思います。
- ・ また、第2章「2. 産業」の将来像について、「めざす」という表現をやめるのであれば、「します」となります。しかし、「2. 産業」は「します」とは、断言できないと思います。

(吉川委員)

- ・ 「めざす」から「図る」と表現することで、どのような施策が必要であるのかを議論することにつながっていくと思います。

(大西委員長)

- ・ たとえば、第2章「2. 産業」について述べると、第4～5章で具体的な施策が示されるため、第2章「2. 産業」では前提としてどのような産業が重要であるのかを示す必要があります。第4章以降では、その産業に対応した内容が示されるべきだと思います。
- ・ このように第4章以降については、計画の背景にあまり触れずに、全て第1～2章で記述すべきでしょう。あわせて、今後具体的な表現は検討しなければなりません、大幅な修正というより各章における表現のメリハリが必要でしょう。
- ・ また、第2章の枠内は特に目立つため、特に表現の修正には配慮していただきたい。
- ・ 次に、第4章以降について議論します。先ほど、吉川委員が指摘した待機児童については、どこで対応していますか。

(事務局)

- ・ p. 72 が対応しています。

(大西委員長)

- ・ 各施策の背景となっている基礎データは、最終的にはどのような形式で示されるのでしょうか。

(影山委員)

- ・ 以前、現状のデータが示されないと、各施策の方向性が考えにくいと指摘しましたが、

実はすべての施策に基礎データがあり、素案では反映されていません。

- ・ この計画はそういう示し方をする計画であると理解しています。

(事務局)

- ・ 各施策の背景となっているデータの全てを計画書に盛り込むことで、基本計画の冊子が非常に膨大になることを懸念しています。また、本来政策を中心に書くべき計画の中で、課題ばかり記述することは望ましくないと考えています。
- ・ 但し、各施策を市のホームページで公開する際に、関連資料となるデータを添付することは考えられるでしょう。
- ・ 細野委員から課題が明確に示されていないという指摘をいただきましたが、ホームページなどで対応したいと考えています。

(吉川委員)

- ・ 繰り返しになりますが、重要なデータを計画に記述することで、目的が明確になると思います。
- ・ たとえば、待機児童をゼロとすることは他地域でも言われていますが、現状のデータ・目標・予算が示されないと、市民は興味を持ってくれないのではないのでしょうか。

(大西委員長)

- ・ 資料3の基本計画4次素案の冊子イメージには、事業が詳細に示されていますが、資料1には条例で議決される部分のみが抜粋されており、事業が省かれています。一方で、資料3に示されているような各事業は予算に絡むため、本来議員が検討すべき内容だと思われます。
- ・ 事務局としては、議員が各冊子の内容は把握していることに加え、各事業については他の機会で審議されるため、特に記載しなかったという理解でよいのでしょうか。

(事務局)

- ・ そのとおりです。

(細野委員)

- ・ 第4章に「重点プログラム」があり、第5章に「まちづくり政策」が示されているが、これらの関係性を明確にしていきたい。

(事務局)

- ・ 第4章と第5章の関係性はわかりにくいですが、第5章の全政策の施策体系から抽出されるため、どの政策から抽出された事業なのかは示すことが可能だと思います。

- ・ 第4章と第5章の関係性をどこに示すのかは、事務局で再度検討させていただきたい。

(大西委員長)

- ・ 第4章「重点プログラム」は、第3章「政策展開の基本方針」と連動しているのでしょうか。なぜ、重点化が必要なのか背景が示されていません。

(事務局)

- ・ 「重点プログラム」が重要となる理由は、図表の中に示されています。具体的には、「持続可能な発展を遂げるために必要な都市力」を高めるためには、5つの「重点プログラム」が必要であるという流れを示しております。

(大西委員長)

- ・ 「重点プログラム」に必要な論理は、本文で示すべきだと思います。
- ・ 細野委員が指摘されたように、「重点プログラム」と「まちづくり政策」の関係性が示されるべきではないでしょうか。
- ・ p. 30には子どもを産み育てやすいまちづくりと示されていますが、これらのプログラムはすべて p. 36 以降の小柱に対応しているのでしょうか。

(事務局)

- ・ 「重点プログラム」と「まちづくり政策」の小柱の対応がほぼ一致しているものもありますが、複数の施策によって構成されている柱もあります。

(大西委員長)

- ・ 「重点プログラム」で示されている施策のレベルと、「まちづくり政策」の柱のレベルが合致していないと、読み手が混乱するのではないのでしょうか。
- ・ 「重点プログラム」との対応関係を明示すべきではないのでしょうか。この点について、対応の方向性を示していただきたい。

(事務局)

- ・ たとえば、子育てにかかわる「重点プログラム」であれば、施策体系の小柱と対応しますが、自然環境の場合には、大柱1の一部や、大柱2では全体が対応し、さらには大柱5「下水道事業の効率的な運営」など多岐にわたります。このように、「重点プログラム」は、まちづくり施策の各項目から横断的に集約して示しています。
- ・ この関係性がわかりやすくなるように、対応したいと考えております。

(大西委員長)

- ・ 現在の素案では、「重点プログラム」が「まちづくり政策」を横断的に捉えていることが明示されていません。
- ・ また、p.36～37「第5章まちづくり政策」・「第6章まちづくりの推進体制」の表頭に項目名が示されていません。行政用語として、大柱・中柱・小柱という表現を使うのであれば示すべきでしょう。また、どのレベルで重点施策と対応するのかを明確にしていきたい。

(松本委員)

- ・ 「重点プログラム」の順序が変わったということだが、p.29の図が変更されていないようです。
- ・ 第4章の「重点プログラム」は第3章の「政策展開の基本方針」から出てきているものではないと理解しました。
- ・ 第4章の「重点プログラム」は、もし何か根拠があって出てきたものではないのであれば、「これをやる」と宣言してもいいのではないのでしょうか。

(影山委員)

- ・ 「重点プログラム」は、近年の具体的な課題に対応しているのではなく、より俯瞰的に見たときに、都市力が必要であると位置づけられていると解釈できます。

(松本委員)

- ・ そのように課題から「重点プログラム」が必要であるという論理が、本文で明確に説明されるべきではないのでしょうか。あるいは、課題から「重点プログラム」が抽出された理由が示されないのであれば、行政として取り組むべき施策が「重点プログラム」であると宣言すべきではないのでしょうか。

(吉川委員)

- ・ 第5章「まちづくり政策」を示した後に、第4章「重点プログラム」を示した方が理解しやすくなるのではないのでしょうか。

(大西委員長)

- ・ 4次素案と昨年12月に提示された1次素案を比べると、1次素案では第3章の「政策展開の基本方針」がなく、「重点プログラム」は、詳細に説明されていました。4次素案では、第3章の「政策展開の基本方針」が追加されましたが、第4章の「重点プログラム」との関連性があまりみられません。

(事務局)

- ・ 第3章の「政策展開の基本方針」から第4章の「重点プログラム」が抽出されたわけではありません。第3章の「政策展開の基本方針」に示されている人に関する3つの方針は、基本計画の全政策における大きな方針を示しており、第4章の「重点プログラム」は、個別具体的な重点の政策を示しています。

(大西委員長)

- ・ 吉川委員のご指摘では、全体の第4章と重点の第5章を組み替えることで、理解しやすくなるという指摘でしたが、他の委員から意見はありますか。

(影山委員)

- ・ 「重点プログラム」は、「まちづくり政策」を横断する位置づけではなかったと解釈しています。第1～2章までの課題の整理と別に、高い視点に立ってみると、都市を再生するためには7つの都市力が必要であり、その上で横須賀市としてどのように取り組んでいくのかというものであったと思います。
- ・ そのため、吉川委員の指摘のように、第5章の中のいくつかの重点課題に着目して、事業を実施するという論理とはなっていません。

(細野委員)

- ・ p. 29には、基本構想の「まちづくりの基本戦略」と記述されていますが、これが何であるか説明が必要だと思います。p. 2における、基本構想・基本計画の説明があり、それを踏まえてp. 29で記述するべきでしょう。
- ・ 基本構想の「まちづくりの基本戦略」では、「都市力」について触れているのでしょうか。

(事務局)

- ・ 基本構想の「まちづくりの基本戦略」では「仕事、遊び、学び、暮らしのバランスのとれた都市をめざす」という方針を抽象的に示しており、基本計画ではこの考えを受け継ぎつつ、具体的に示した「都市力」を記述しています。

(細野委員)

- ・ 基本構想の「まちづくりの基本戦略」と、重点プログラムの「都市力」に連続性があるのならば、明確に示すべきではないでしょうか。
- ・ また、「重点プログラム」が「まちづくり政策」に横串を通すというのであれば、その旨を明確に示す必要があるのではないのでしょうか。

(大西委員長)

- ・ 「重点プログラム」は、「まちづくり政策」に横串を通すと表現すると、全施策との対応関係を示す必要があります。
- ・ 事務局は、「重点プログラム」をどのような位置づけとしているのでしょうか。

(事務局)

- ・ 基本計画は市の全施策体系を示すことが重要な目的となっており、第5章「まちづくり政策」がメインとなります。全政策の中で、市が重点をおいて実施する施策が第4章の「重点プログラム」となっています。
- ・ 計画づくりを行うほとんどの自治体では、重点部分を先に示す方法をとっています。

(細野委員)

- ・ 「重点プログラム」のように選択と集中を行うことは重要だと思います。その「重点プログラム」が各施策にどのように横断しているのか明確に示すことで、市民の理解を得られるのではないのでしょうか。

(大西委員長)

- ・ 全体を総括すると、「重点プログラム」の説明が不十分であるように感じます。たとえば、後段の「これを実現する」の「これ」が何を指しているのか対象がわかりにくくなっています。
- ・ 重点プログラムがどのようにして選ばれ、全政策とはどのような関係にあるのかということを文章で補ってほしいと思います。
- ・ 先ほどの事務局の説明を受けると、「まちづくり政策」から重点だと思われる施策が「重点プログラム」に示されていると解釈できます。そのため、「まちづくり政策」と「重点プログラム」の順序を変えることで対応することも考えられますが、重点を前面に示すという事務局の考えも理解しました。
- ・ そうであれば、後ろにある第5章・第6章を受けて第4章の重点があるということになりますので、そのことが分かるように示すべきではないのでしょうか。
- ・ また、可能であれば「重点プログラム」を誰がどのように決めたのか簡潔に記述すべきだと思います。
- ・ 「第4章 重点プログラム」と p.36～37 に示されている「第5章 まちづくり政策」・「第6章 まちづくりの推進姿勢」との対応関係について、可能な限りわかりやすい方法で整理していただきたい。
- ・ 吉川委員の発言のとおり、背景のデータは必要かもしれませんが、1次素案の時点から、素案の中に個々のデータが示されておらず、行うことを簡潔に示すというスタイルで横須賀市は表現するという事は理解できました。しかし、背景のデータに関心

を持つ市民もいると思うので、横須賀市の得意分野である情報技術をうまく活用し、ホームページなどで基本計画を公開することにあわせて、関連データを示す仕組みを検討いただければと思います。

- ・ 現在の素案の表現を再度整理し、画竜点睛を欠くことがないよう、事務局でまとめていただきたい。

(室町委員)

- ・ 市民会議でも意見がありましたが、基本計画は全体的にボリュームがあるため、市民は自分の関心がある施策だけを読むと思います。もし、市民が冊子全体を読まないとならば、各項目を見つけることができないのであれば、探すことをやめてしまうでしょう。
- ・ そのため、ホームページなどで基本計画を公開する際には、知りたいことが検索で簡単に見つかるなど、冊子では制約されることを補っていただきたい。あわせて、冊子にも URL を掲載したり、さらにはホームページで公開されている基本計画冊子はカラーにするなど、いくつか工夫を加えてもよいのではないのでしょうか。

(大西委員長)

- ・ 全体を整理すると、第2章「計画の条件」における枠内の表現を再考し、第4章の「重点プログラム」の文章を補うことに加え、p.36～37「第5章まちづくり政策」・「第6章まちづくりの推進姿勢」と「重点プログラム」の対応関係についても分かりやすく示していただき、電子的な見せ方についても工夫してください。
- ・ また、審議経過についてもあわせて整理してください。
- ・ 分科会や座長・副座長会も審議会となっていますが、審議会の設置要項についても整理していただけますか。通常、審議会と分科会は設置要項が別になっていると思われる。

(2) 答申について

(大西委員長)

- ・ 続いて、答申について意見はありますか。

(小林委員)

- ・ 殆どの作業は事務局が行っており、「審議としてとりまとめを行った」という表現は不適切ではないのでしょうか。そのため、「審議会の議論を踏まえてまとめた別添の基本計画最終案を、審議会として適切と判断し、答申します」という表現のほうが適切に思えます。

(大西委員長)

- ・ 「素案については市が行っているが改訂作業については審議会が行った」という表現でも過大でしょうか。

(小林委員)

- ・ 最終的に審議会が了解としたという表現が望ましいと思います。

(大西委員長)

- ・ 「審議会では、5次素案まで審議のとりまとめを行った」ということではどうでしょうか。

(小林委員)

- ・ 審議会の議論を踏まえて、市がまとめられたものを審議会として了解したというニュアンスが望ましいのではないのでしょうか。

(大西委員長)

- ・ 諮問と答申の文章が一致している必要があります。諮問にはどのように記されているか説明いただけませんか。

(事務局)

- ・ 諮問の全文を読み上げますと、「平成23年度を初年度とする新たな横須賀市基本計画について、横須賀市基本計画(2011～2021)素案を付して諮問いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします」となっています。

(大西委員長)

- ・ 素案に付して修正を行った最終案を答申するというニュアンスが強すぎるということであれば、「その作業を指導して、見守った」というニュアンスの方が望ましいでしょうか。

(事務局)

- ・ 事務局は素案を作成しますが、審議会から答申いただいたということになるため、資料6の表現のように示されています。

(大西委員長)

- ・ 先程の小林委員の意見は、作業の程度は責任の程度にも関わり、ニュアンスには十分気をつけたいという意見でした。

(松本委員)

- ・ 現在、答申書案をみると、「各委員から出された〇〇件にもわたる多くの意見」と示されていますが、市民会議を実施したため、これを踏まえた旨を明記した方がよいと思います。

(事務局)

- ・ 市民会議など審議会以外の意見は、とりまとめて全部局に周知し、事業の実施の際に参考とさせていただきますが、審議会としての答申を示すため「審議会の意見」だけに対象を限定しています。

(細野委員)

- ・ 国の審議会においても、全て事務局が資料を作文していますが、審議員は様々な観点から意見を述べるため、答申では作成者として位置づけられています。そのため、答申は、資料6のとおりでよいと思います。

(大西委員長)

- ・ 事務局が作成した完成度の高い1次素案から出発して審議し、それが活かされている。審議会は素案そのものの作成には関わっていませんが、その素案から改善されていくプロセスに関わっているので、その旨を答申の最初のほうで補い、最終的な答申ができたという構成にしてはいかがでしょうか。

(影山委員)

- ・ 審議会の役割についてはあまり詳述する必要はないでしょう。審議した結果、このような結果になったと示せばよいのではないのでしょうか。

(大西委員長)

- ・ 役割について記述するべきだという意見があるため、簡潔にでも事務局と審議会について触れる必要があるのではないのでしょうか。
- ・ 答申の提出までに1ヶ月以上あるため、文章の最初の部分だけ修正し、答申案の修正ができれば、事務局から座長・副座長にメールなどでお知らせいただきたい。
- ・ 他に意見はありますか。

<特になし>

2. その他

(事務局)

- ・ 次回は、9月6日(月)10時より、横須賀市消防局庁舎4階災害対策本部室にて最後の全体回を実施します。
- ・ 今日の議事要旨案については、でき次第お送りいたします。

(以上)